

1. 基本的な考え方

契約候補者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、提案内容及提案価格等の評価を100点満点とする採点方式を採用し、総得点の最も高い参加者を契約候補者とする。

2. 評価項目の観点と項目評価点

各項目における点数配分は以下のとおりである。

項目		観 点	配点
1	事業の目的との合致	生活困窮者の現状や課題等を理解し、本事業の目的が十分理解されているか。	15
2	計画の具体性と効果	生活困窮者の把握、相談、アセスメント、個別支援の実施方法は具体的かつ効果的な内容か。 支援対象者に対する理解や取組姿勢は適切か。	25
3	事業の執行体制	想定される支援員の経験は十分で、スタッフの配置は適切か。事務所の設置場所やスペースは確保されているか。個人情報や安全管理・取扱いに対する十分な措置を取っているか。県内の多気町を除く郡部の住民からの相談に対して、迅速に対応できる体制が整備されているか。	25
4	経験と能力	生活困窮者支援、もしくはこれに類似する取組実績は十分か。	20
5	経済性	契約上限額の範囲内であり、かつ妥当な見積額であるか。	15